

建設工事の入札時における見積内訳書の提出について

建築業法等の一部を改正する法律による公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正に伴い、本村では平成31年1月1日以降の入札について、以下のとおり「入札書」と「見積内訳書」を併せて提出していただくこととしましたのでお知らせします。

1. 対象となる入札

- ・建設工事の入札を対象とします。
- ・委託等の場合は、提出の必要はありませんが、業務内容等により求める場合があります。

2. 提出方法

- ・入札時に入札書と併せて提出してください。
- ・再度入札の場合は提出を求めません。なお、再度入札により落札となった際は、工事請負契約約款第3条第1項の規定に基づき、契約時に改めて提出していただきます。
- ・提出された見積内訳書は返却できません。

3. 記載内容 ※次の記載内容は必ず入札書のものと一致させてください。

- (1) 住所、商号又は名称及び代表者氏名
- (2) 代表者印（の押印）
- (3) 件名（工事番号・工事名）
- (4) 工事価格記載項目に対応する金額
 - ・直接工事費の内訳は、設計図書（切抜き設計書）の工種別の金額の合計額です。
 - ・入札書の金額と見積内訳書の「工事価格（税抜）」は一致させてください。
- (5) 法定福利費
 - ・建設工事の直接的な作業に従事する現場作業員に係る社会保険料の事業主負担分が対象です。
 - ・対象となる社会保険は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険です。

4. 様式

- ・見積内訳書の様式は、北塩原村のホームページからダウンロードできます。
- ・村が指定する様式の内容を満たすものであれば、独自に作成された様式を使用してもかまいません。

5. 入札の無効（失格）

次に該当する入札参加者の入札行為は、無効の取り扱いとなりますので注意してください。

- (1) 見積内訳書が未提出の場合
- (2) 見積内訳書の全部または一部が記載されていない場合（白紙の場合も含む）

<問合せ先>

北塩原村役場 総務企画課 財政班

電話：0241-23-3111

FAX：0241-25-7358

メール：zaisei01@vill.kitashiobara.fukushima.jp